

足場からの墜落防止措置の効果検証・評価検討会  
業界団体等ヒアリングにおける各団体等からの意見

○第1回：平成22年9月29日（水）

社団法人住宅生産団体連合会：

三菱地所ホーム株式会社 CSR推進室・環境安全グループ部長 中村尚生

住友林業株式会社 住宅事業本部・安全環境室長 柳求

社団法人全国建設業協会、社団法人日本建設業団体連合会：

株式会社竹中工務店 安全環境本部長 小島政章

○第2回：平成22年10月13日（水）

全国仮設安全事業協同組合：

理事長 小野辰雄

専務理事 篠田伸夫

安全監理部課長 杉森岳夫

社団法人建設産業専門団体連合会：

会長 才賀清二郎

専門工事関係労働者

株式会社 高泰工務店 水永則人（鳶工職長）

株式会社 共栄工業 竹洞良信（型枠大工工事長）

矢島鉄筋工業株式会社 専務取締役 矢島孝夫

浪速組東京本店 労務安全部長 鶴崎貞義

## 【社団法人住宅生産団体連合会】

### (総論)

- ・ 今回の規則改正は足場の部材が増えることにより、組立作業に手間がかかり墜落の危険が増大するほか、運搬コストの増加や積み卸し作業、足場上での上下運搬時の災害リスクの増加にもつながる。
- ・ 住団連としては、足場の安全対策に関連して3つの原則が重要であると考えており、今後の検討に当たってもこれを踏まえたものとしてほしい。
  - ①足場の組立・解体時の安全確保（対象：足場組立作業員）
  - ②通常作業時の安全確保（対象：全職方）
  - ③足場関連の通路と資材搬入時の安全確保（対象：施工・納材等工事関係者、一般通行人）

### (通常作業時等における災害について)

- ・ 住宅建築現場で使用される単管足場やくさび緊結式足場からの墜落・転落災害は、建設業における死亡災害に占める割合が少なく、さらに従来の手すり下からの落下自体が極端に少なかった事から、リスクアセスメントの趣旨に反する今回の改正自体にも反対のスタンスであった（従来の措置で十分との認識）。このため、今回の規則改正による効果があったとは一切考えていない。
- ・ また、今回の省令改正は施行までに十分な準備期間がなく、資材供給側の準備不足もあった。
- ・ 「部長通達」に基づく「より安全な措置」の実施も求められているが、規則に加えてそこまでやらないと安全にならないのか、今まで使われていた足場は何だったのかという気持ち。これまで安全な足場を作ってこなかった足場メーカーの怠慢である。
- ・ 今回の規則改正自体にはメリットはなく、まずは「手間がかからない手すり先行工法」を実施すべき。そうすれば結果として手すり部分は二段にしなくても安全になる。今回の規則改正は順序が逆である。
- ・ 「より安全な措置」の中にも、現場サイドから見ると推奨すべきものと、却って危険となるものがあるが、「幅木」の設置についてはとんでもない危険要素である。
- ・ 住宅建築で使用する足場は十分な広さの作業床が確保できないため、これに幅木を設置することになると、更に作業床が狭くなり、つまずきの原因となる。
- ・ 足場の建地と床材に隙間を作らなくするという点についても、現在ある部材では不可能。床材間のすき間を3cm以下とする、といったことを進める方が望ましい。
- ・ メッシュシートについては、正常に設置していれば墜落しないはずであり、墜落防止効果があると考えている。
- ・ 足場の点検の確実な実施については実施すべき。ただし、足場設置業者の点検義務は必須で、足場の組立等作業主任者がしっかり点検をすればよく、元方事業者が重ねて点検をする必要はなく、点検結果報告の確認で十分。足場の組立等作業主任者の資格を尊重すべき。

(組立解体時の最上層からの墜落について)

- ・ 枠組足場等の従来足場は構造自体に問題があり、組立業者は常に危険にさらされていた。これはメーカーの怠慢であり、規則を改正する以前の問題。
- ・ 手すり先行工法には色々なタイプの工法があり一概にはいえないが、足場業者には有効であろう。
- ・ くさび緊結式足場で使用する一部の方法（クロス式工法）については、手間や部材の増加がなく、安全性が増すのでぜひ使うべきである。

(「不安全行動等」について)

- ・ 不安全行動をする者はルールを無視する人、自己中心的な人であり、これを防ぐためには「フルプルーフ」、「フェイルセーフ」(失敗時の自動安全化)を備えた機材が必要である。現在の足場機材は本質安全化がされていない事に問題がある。

(その他)

- ・ 本来、足場機材の安全化は足場業界が独自で行わなければならないものであり、業界の構造改革が急務。足場業界で作業主任者・組立作業者の足場構築技術(仮設計画)や安全作業の実質的レベルアップ教育を確実に行って欲しい。
- ・ 今までも不安全な足場を使わされてきたユーザーとして、手すり先行工法等 本来足場業界で行わなければならない不安全足場改革の対価を払う考えはない。
- ・ 災害防止のためには法令が全てではなく、メーカーとユーザーの歩み寄りが必要である。
- ・ その他、足場について以下のような問題があり、足場業界において各事項の課題の解消をまず自主努力で確実に行って欲しい。
  - ① 手すりの高さが上がったのに足場の天井が上がっておらず作業・通行の妨げになっている
  - ② わく組足場縦枠の形状自体の問題(補剛材が作業・通行の妨げになっている)
  - ③ 建地から建地繋ぎのピンが突き出し、危険な状態のまま放置している足場設置業者が多い
  - ④ 経年劣化した部材を平気で使っている足場設置業者がいる
  - ⑤ 入隅に対応した作業床、作業床の段差措置部材、仕上げ時の壁つなぎ部材等の解決

【社団法人全国建設業協会、社団法人日本建設業団体連合会】

- ・ 住団連さんは住宅建築用の足場（単管足場等）を前提に回答されたのに対して、私共は、ビル建築や土木工事で使用されている「わく組足場」主体の回答をさせていただく。

（通常作業時等における災害について）

- ・ 通常作業時等における災害防止に改正規則に基づく措置の効果はあると考えている。
- ・ 一方、建物側の作業などでは、作業の邪魔になるので「下さん」や「幅木」を取外す必要があるが、その復旧に問題がある。また、構造物が複雑な場合など、既成品では対応できない部分も多いのも課題である。
- ・ 部長通達については特に効果は感じておらず、「上さん」の追加などは手間になり、作業上邪魔にもなる。
- ・ 部長通達で足場の点検で使用するチェックリストの例を示してくれたのは標準化の観点から役に立った。
- ・ 改正規則を遵守しており、かつ、不安全行動等がなかった災害として、体調不良や熱中症、安全帯の不良等が原因で作業時・移動時に墜落に至るケースもあるため、これらは、健康管理を適切に行うことや保護具の確実な点検を実施することが必要。
- ・ 今回の改正では、メッシュシートが物体落下防止としてしか位置付けられていないが、墜落防止措置にも効果があると考えている。メッシュシートやグリーンネットの設置により、安心感が増し、外側の足場をよじ登ることが出来なくなるため不安全行動も防ぐことができる。

（組立解体時の最上層からの墜落について）

- ・ 足場の組立・解体作業は、とび工等限られた職種が行う作業であり、確実な作業計画に基づき作業を行えば現行の規制で十分な効果があると考えている。
- ・ また、作業主任者がその職務を確実に行うことが必要である。
- ・ 高所作業では、安全帯を使用することになるが、当社の現場では限定した作業に対して作業員に2丁掛けの安全帯を使用させるようにしている。
- ・ 現行の規制を遵守していたものの、不安全行動等が認められた災害については、限定された職種であるがゆえに慣れ等の不安全行動が起因となって災害が発生しているのではないかと。
- ・ 手順が変更になった場合などには作業手順を再確認する等が必要である。
- ・ 手すり先行工法については、一定の安全性はあるが、部材が増えることによって、作業上の部材の落下等のリスクはもとより、安全帯の軽視につながる可能性がある。
- ・ 手すり先行工法については、作業手順が複雑であり、部材が増えること等によって危険が増大し、安全性に支障が出るのではないかと考えている。
- ・ 当社では、実際にとび工に色々な種類の手すり先行足場を組み立ててもらい、アンケートを取ったが、従前のわく組足場の方が作業効率が高いという結果だった。また、どの種類の足場を使用するかわからない状況では作業を行う者も対応が厳しい。なお、手すり先

行工法の種類による作業性に違いはあまりなく、どれも作業効率は従来工法より厳しく、単価も別途調整が出来ないかという意見もある。

(「不安全行動等」について)

- ・ 不安全行動を防ぐための方法としては、例えば、近道行動については昇降設備を適切に設置することが必要である。何よりも本人の意識の問題であるが、元請会社だけでなく専門工事会社の自主的な教育の実施が必要。
- ・ 作業員に対する教育としては、従前からの課題であり、「送り出し教育」と言って、現場に入場する前に教育を行うように専門工事業者をお願いしている。
- ・ 当社では、単に教育をやるように指導するだけでは専門工事業者ごとに教育レベルに差が出ないように、各専門工事業者に対して自社の作業員を教育してもらおうトレーナーの教育を実施している。
- ・ 今後、建設業全体のパイが小さくなる中で、適切な専門工事業者を選別していく上で作業員への教育は必要十分な条件となっていくものと考えられる。

(その他)

- ・ 手すり先行工法用部材をはじめとする足場用部材については、既成品だと複雑な形状の建設物の現場にタイムリーに対応できないので、ある程度部材や工法に自由度があった方がよく、自由度があれば改善の提案ができる。
- ・ 組立・解体時の安全対策として、危険な高所作業自体を少なくすることが重要と考えている。例えば、地上で足場を組んでそれをクレーンでつり上げて組んでいく「大組・大払」という方法があり、これを採用することにより墜落災害を引き起こす高所作業自体が減少することになる。
- ・ 足場機材の運搬費等の費用は、御客様に請求出来ないなので、自社努力により何とかしなければならない。今回の改正規則に基づく「下さん」は、部品が軽微であり、コスト的に大きく影響を及ぼさないであろうと判断している。

## 【全国仮設安全事業協同組合】

### (総論)

- ・ 昨日、国会の衆議院の予算委員会で、建設職人の墜落災害についての討論がなされ、大臣から、本検討会を踏まえて今後の対策について判断する旨の答弁があった。本検討会がいかに重要な位置付けにあるかということであるので、検討会の委員の皆さんも、是非この件を重大視していただき、建設業界から災害がなくなるような方向を探っていただきたい。
- ・ ヒアリングの時間は限られているので、席上配布した資料に公開質問状という形で話したいことはすべて書いてきた。資料をすべて読み上げる訳にはいかないため、これを私たちの要望として議事録に掲載してほしい。また、この質問状に対しては文書にて回答していただくようお願いする。
- ・ 足場からの墜落防止措置に関する調査研究会が第10回にわたり開催され、どういう議論でその結論に至ったかを踏まえて検証・評価を行っていただきたい。
- ・ 828件の墜落災害でのフィルターをかけた404件が検討の対象となっているが、これら1件1件検証する必要がある。
- ・ 分析表によるとそれぞれの9割近くが改正省令等の措置を行っていないが、組立解体時の最上層からの墜落・転落災害が84件、通常作業時等における墜落・転落災害が276件の全数が公表されていないので、具体的にどういう問題があるか分からない。
- ・ 総括すると、組立解体時、通常作業時いずれにおいても、改正規則あるいは現行規則に基づく墜落防止措置では不十分であると、私どもは認識している。
- ・ 結論的には、10回にわたって行われた調査研究会の結論を早く省令に格上げすることが、今、いちばん求められている措置ではないかと思っている。人がすり抜けて落ちる隙間を作ってはいけないというのが基本。

### (通常作業時等における災害について)

- ・ 今回の省令改正による手すりプラス中さん、あるいは交差筋交いプラス下さんから墜落した事例があるが、それもおそらく下部から墜落したのではないかと思うので、現行（改正後の）規則に基づく墜落防止措置では不十分であると考えている。
- ・ ハード面という国交省直轄の土木工事の共通仕様書には、手すり先行工法、2段手すり、幅木が明記されており、その現場においては、手すり先行工法を採用した足場からの墜落による死亡災害がゼロであると衆議院の予算委員会で発表があった。この点をとっても手すり先行工法の効果は実証されているのだから省令で義務化するべきである。

### (組立解体時の最上層からの墜落について)

- ・ 安全帯というのは労働安全規則上、これはあくまで2次的、補助的な手段であり、これに依存していたことが原因の墜落というのも見受けられる。
- ・ 手すり先行工法の中でも、手すり先送り方式については問題が多いので、認めるべきではない。具体的には、先送り方式だと、解体時に手すりわくを下方に盛り替える際、単管

やクランプが付いているから、それを外さないと盛り替えられないといった物理的な原因と、先送り方式だと、解体時に手すりわくをいちいち盛り替えるのが面倒なので正しい手順で作業しないという点が問題である。

- ・ 組立・解体時の最上層と、それ以外の通常作業時についての分類を見た場合、通常作業時に関する分類表にしか改正規則に基づく措置がでてこないのが、組立・解体時にも同様の視点で分析すべき。

(「不安全行動等」について)

- ・ 規則に基づく墜落措置を実施していないと不安全行動や足場の構造上の問題がなくても被災する割合が高いとの分析結果が出ているが、簡単にそう言えるのか疑問。
- ・ バランスを崩して足場から墜落した災害を不安全行動をとしているが、通常起こり得る行動は、不安全行動とは言えない。不安全行動については、それを引き起こした背景が重要である。

(その他)

- ・ 席上配布した資料の一番最後に当組合の過去の活動実績を掲載してある。過去10年間に仮設安全監理者(足場の点検者)を養成し、7万現場以上に点検を実施した結果、点検をやった足場からは死亡災害ゼロという実績がある。そのほか、研修会も実施しているが、これらはすべてボランティア活動でやっているものであり、「お前たちは足場を売りたいがために行っているのだろう」ということで我々の真摯な気持ちをかき消さないでほしい。
- ・ 最終的に、災害を被災者の責任にしないような業界の安全文化を築いていかなければいけない。被災者への教育不足や不安全行動に責任を帰結させないでほしい。
- ・ ソフト面でいうと組立てた本人が点検したのであれば、客観性が担保されていない。第三者という視点が欠けている。床材等の緊結不足についても、当事者では形式的なものとなっているので、第三者の目できちんと見れば防げる。
- ・ 足場を組立てる前に元方と作業員が十分打合せをしていけば、防ぎ得た災害が多いと考えるので、高さ10m以上、60日以上に限らず足場の計画届を提出させる必要があると考える。
- ・ 点検についても生きた点検をしないといけない。厚生労働省の調査では、9割の現場で点検を実施していたというが、実際には事故が起きている。
- ・ 全国の監督署が実施した一斉監督の結果、半数以上で労働安全衛生法違反が指摘され、そのうち約半分が墜落防止措置の関係である。このように法が遵守されない状況が何年も続いていることは問題であり、厚生労働省としては、これでいいのか自ら問うべきである。
- ・ 部長通達は強制力がないため、手すり先行工法を採用している現場は17%にすぎないという調査結果が出ている。本来、部長通達を守っていれば防げた災害であるにも関わらず、指導が徹底されていなかったために事故につながっている。
- ・ 改正規則が守られない理由は、守らなくても許される、しょうがないという文化が背景にあるほか、対策をサボった業者が勝ち組になるという構造もある。

- ・ これまで、国会で決められる法律は、経営資本家側の論理で作られてきたため、本当に働く労働者のための法律になっていない。昨日、労働災害防止の問題が国会で取り上げられたが、これは戦後初めてのこと。



## 【社団法人建設産業専門団体連合会】

### (総論)

- ・ 事故の内容を見ると、約9割に法令違反が認められており、ヒューマンエラーによるものが多い。したがって、新たに規則を強化しなくても、ヒューマンエラーを無くし、コンプライアンスを徹底することによって、事故を防げると考える。
- ・ 建設業は、単品受注産業であるため、手すり先行工法にしる、設備的な墜落防止措置にしる、一つの方法に限定するのではなく、従来持っている機材で自由に組め、現場に合わせて悪いところはすぐに修正できるような足場が必要である。特定の機材に限定することは不公平感が出るし、昨今の厳しい状況下においては、現在持っている材料で何とか対応できるようにお願いしたい。
- ・ 足場については、我々鶯とゼネコンが現場で打合せをして、ゼネコンが決めた足場で仕事をしている。作業性も考え、リスクアセスメントを実施し、これに応じた最適な安全対策を講じていくことが必要であり、専門工事業者もきちんと勉強して使い勝手が良い足場を設置していかないと事故につながると思う。

### (「不安全行動等」について)

- ・ スカイツリーの現場を見ても、600mもの高さの建築物を作る仕事であるにも関わらず、墜落事故は1件もない。落ちたら死ぬということを労働者は十分にわかっているからこそ、安全帯を適切に使い、安全装置も付けて、きちんと作業をやっている。5mや10m程度の高さだと安易な気持で仕事をやることも考えられ、墜落事故も多いのが現状ではないかと思う。
- ・ 実際大工さんたちが仕事をするにしても、仮わくをはじめ、取扱うモノが大きくなっており、手すり等が邪魔になっている。我々鶯・土工としては取ったら戻せよという説明を職長会等ではしているが、なかなか最終的にきちんと取付けられていないのが現状。

### (その他)

- ・ 現在の建設業界は、専門工事業者、ゼネコン、発注者が三位一体の関係にある。労働者も自分の持ち場、立場できちんと責任を取るべき。重層化、一人親方化、またその背景にあるダンピング受注などの問題を解決していかなければならない。
- ・ 送出し教育等を実施し、現場サイドで安全対策を徹底しているにも関わらず、労働者が安全帯を使用せずに事故を起こすようなケースもある。そのようなケースを、すべてとは言わないが、1件でも、労災保険の支給に当たり、労働者の責任を踏まえて過失相殺することによって、労働者によるルールの無視や不安全行動が大幅に減ると思う。
- ・ スーパーゼネコンが元請の現場では、安全帯使用のルール徹底が非常に厳しいため、例えば、死亡災害を発生させた現場の元請が中小なのか、スーパーゼネコンなのかなども調べると、労働者に対する再教育を徹底させるべき対象が明らかになるかも知れない。
- ・ 足場組立・解体作業主任者については、少なくとも5年に1回ぐらい再教育を実施し、法令の変更などをきちんと教育していくことを義務付けることも有効であると思う。

## 【専門工事関係労働者】

(鳶工)

- ・ 私が職人になった頃は、仕事の邪魔になるため安全帯を親綱に掛けていなかったが、安全帯を使用しないと現場に入れてもらえないため使用するようになった。
- ・ 安全帯を適切に使用していたために墜落せずに済んだこともあり、安全帯は使いこなせばそれなりに十分役に立つと感じるようになった。その後、掛け替え時に不安全だということで、今の二丁掛けをするようになってきた。
- ・ 足場の組立に当たっては、主に安全帯を用いた「親綱先行工法」で作業をしており、足場上を安全帯の掛け替えなしで移動できる。安全帯を掛け替えなくてよいと言うことは、かけ忘れがないということであり大切なこと。
- ・ 一方、手すり先行工法を使用すると、1スパンごとに安全帯の掛け替え作業が生じるため、安全に移動が出来ない。材料をもってスムーズに移動が出来ないのは不便である。
- ・ 高所で重いものを持って移動する際、安全帯を掛け替えることなく作業すれば本人の転落自体は防げるので、今の規則のままでよいのではないかと思う。
- ・ 足場部材の荷上げ等の際、ブレスがあると材料を持ちかえないといけないため、結局はブレスを外すことになるが、その際も規則で定められているとおりに、安全帯を付けて作業を行うことになるので、現行の規則のままで問題ない。
- ・ 幅木については、手の可動範囲が更に狭くなるため作業がしにくくなっている。せめて、下さんの高さである40cmでも下から手を出せた方が作業性が良いが、幅木があるために作業ができなくなっている人は結構いる。
- ・ 石屋さんのように、足場上で重量物を数人がかりで手作業で荷上げするような作業もあるので、墜落防止対策を考える際は足場上での作業行動を分析した上で行っていただくことが必要。問題があるのであれば、わく組足場自体の形状や構造を変えた方がいいし、新しいものを開発した方がいい。
- ・ 私たちは、与えられた材料で与えられた仕事をするので、どのような機材でも使うが、幅木に限定せず、例えば、外部には緊結を密にしたメッシュシート、躯体側には全段に水平養生ネットを設置するなどの措置も効果があると思う。
- ・ 躯体側を可動式のブラケットにすれば、作業ごとに躯体との離れを調整できるので作業に応じた柔軟な足場となり、仕事も止まることがない。みんながルールを守り、足場を変更して作業を行っても、作業が終わったら元の状態に戻しておけば現在の規則でも何の問題も生じないと思う。
- ・ 各工種によって、求められる足場は全く異なり、ゼネコンによっては、躯体工事のときに組んだ足場のままでは仕上げ工事には使えないため、1回解体して、また組み直すというところもある。
- ・ 各職の意識づけも重要。「安全帯を付けないと飯が食えなくなる」、「自分がけがをするとみんなが迷惑する」といったようなことでもよいので、自分の行動に対する意識を高めてもらうことが重要。
- ・ 足場の第3者点検については、大反対である。無関係の第三者に人が組立てた足場につ

いて文句を言ってほしくない。事故を起こせば作業主任者である自分は刑事責任を負うが、何の責任もない人が現場に入ってくるのは大反対。無料でやっているとの話もあったが、第三者による点検などは必要ないとはっきり言わせていただきたいと思う。それは私だけではなく、足場の計画をしているゼネコンの社員も同じ気持だと思う。

- ・ これ以上、ハード面での墜落防止措置を強化することは足場の部材が増えることにより、組立作業に手間がかかり墜落の危険が増大するほか、運搬コストの増加や積み卸し作業時の災害リスクの増加にもつながる。
- ・ メッシュシートについては、それを張ることによって、外が見えなくなるなり、恐怖感がなくなるというメリットと、安全帯軽視というデメリットがある。
- ・ 個人の資質として、職人としての能力を発揮しようと思うのだったら、今の法令はちょっと過保護すぎると思う。最近の若い職人は体のバランスも悪くて、ちょっとした段差でもつまずく。最近では地下足袋は禁止になって安全靴を履いているが、つま先は傷だらけ、どこかつま先をぶつけて歩いても平気である。
- ・ 最近の若い職人には、動作の基本がなっていない人が多く、鳶職の墜落についてみても、慣れてない人によるものが多いのではないかと思う。
- ・ 足場を計画する際は、なるべく作業する人に聞いて、ゼネコンの社員を交えて計画する。ここに上げられている災害事例を見ても、そういう緻密な計画がなくて起きているのではないかと思う。
- ・ 近道行動をするのは訳があり、階段が遠いからよじ登るといのは指摘のとおり。階段が設けられないのでは、ハッチ式とかもあるわけだから、工夫次第で不安全行動を防ぐ対策はいくらでもできる。
- ・ 筋交いを伝って降りて事故になる人は昔から多く見られるが、その背景としては、交さ筋交いを取り外した後に復旧せず、有るべきところに部材がないためにバランスを崩して落ちるといふこともあると思う。

#### (型枠大工)

- ・ 型枠大工の立場からすると足場に設けられた墜落防止設備がじゃまにまる機会が多い。
- ・ 作業上どうしても手すりや交さ筋交いを外さないといけない場合があり、作業員の数が増えれば50人、60人と多くなると、どうしても勝手に取外し、取り外されたものが復旧されていない場合が多いのが現状であり、これが事故につながっていると思われる。
- ・ 型枠大工の場合、ゼネコンと話をし、作業員一人ひとりに対して耳が痛くなるまで言って、手すり等を取り外す場合は先に了解をもらってから外し、作業が終わったらこれを復旧するという徹底している。
- ・ 幅木は、型枠大工の立場からいうと、パイプ等の落下防止に役立つので良いと思う。
- ・ 下さんは、外部パネルなど面状のものを取付ける際などにどうしても邪魔になる。競り上げやパイプ締め、釘打ちなど、どうしても半身になって作業を行うため、結局墜落するおそれがあるが、安全帯の使用は徹底するよう指示している。
- ・ 今後の検討に当たっては、足場上での作業性を考慮していただく必要があると思う。

#### (鉄筋工)

- ・ 下さんの追加により、ブレス間の隙間が狭くなったおかげで墜落の危険は減っていると思う。
- ・ また、幅木の追加により、小物やちょっとした切れ端が落下しなくなっているというのは事実だと思う。
- ・ しかし、ブレスについては、斜めに入っているため、これがあると力が入らず作業の邪魔となるため、取り外して作業をしている。手すり等はなくはないが、あるとどうしても作業に支障を来たすという大きな問題についても考えてほしい。
- ・ 左官屋などは、足場に腰掛けて作業をすることがよくある。幅木があるとそういう作業ができなくなってしまうので、中腰の力が入らない状態で作業をしたり、身を乗り出して作業をしたりすることがあり、その際に勢いで落ちてしまうということもある。
- ・ 2年前にドバイで仕事をしたが、ドバイはヨーロッパの基準なので、毎日のように現場の安全スタッフからクレームを受けていた。また、手すりは、水平に付いていたので、使い勝手がよかった。
- ・ 本当に必要な所にお金をしっかりかけ、より良い結果につなげる仕組みを作っている必要があると思う。バブル時には、鳶からセーフティスタッフと言う人を出して、毎日のように点検をしていたが、今はどこもお金がないため、人がいない状況。
- ・ 作業に伴って、手すりやブレスを外し、元どおりに戻っていない場所が多々あると思うので、そういうのを日頃点検していけるような仕組みづくりができれば、よりいいことかと思う。

#### (左官工)

- ・ 左官によって外壁の仕上げ作業を行うに当たって、わく組足場の筋交いは使い勝手が悪い。
- ・ また、仕上げの仕事は基本的に横移動であるので、交さ筋交いの下に幅木が設置されているとどうしても取り外したくなる。幅木があることによって、品質の悪さにもつながっている。
- ・ 筋交いを無くし、手すりを3本にするなどすれば作業がしやすくなる。幅木がなくとも、安全性は高く、作業も非常にやりやすくなる。
- ・ 通常、躯体と足場との隙間は必ず30センチあるので、恐怖感はある。このため、安全スタッフや安全管理する者の経費等の立場で少しでも配慮いただければ、それなりのまた違う形で安全管理、墜落防止が図れると思う。
- ・ 左官屋に関しては、足場からの墜落による死亡災害というのではないと思う。
- ・ 仕上げ職の立場から言うと、足場の外側は確かに筋交いあるいはネットで保護すれば安心感がますが、躯体側については、交さ筋交いよりも手すりのような水平材で措置する方が使い勝手が良いと思う。